



ひだまり便り

第55号(平成29年3月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

平成28年度も3月に入り、千葉大附属特別支援学校卒業式も近づきました。今年もハツラツとした卒業生を見送り、元気を貰おうと参加します。さて今号は二つの話題に内容を絞りました。

■ ご意見をお寄せください～パブリックコメント手続き～ ■

千葉市障害者自立支援課は2月13日付ホームページで「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針(案)」に関するパブリックコメント手続き指針案を発表しました。現行の千葉市障害者計画等は3年計画であり、長期的な視点で独自に推進する施策を実現できるよう意見・提案を募集しています。会員の皆様でご意見などお持ちの方はひだまり事務局に電話・ファックス・メールでお寄せ下さればまとめて担当課に送付します。市の募集期間は2月13日～3月13日(必着)で残り少ないですが、父の樹会の声を届ける良い機会です。



「中長期指針案 対象期間平成29年度～38年度10年間の概要版」をまとめたのでご覧ください。(千葉市HP参照)

中長期に取り組む課題	①個別への相談体制整備 ②重度等の方へのサービス提供体制整備 ③社会全体の理解不足解消 ④障害福祉施策関連事業費増大への対応
達成への考え方	①生活自体が破たんしそうな状況に対する早急な対応 ②課題の放置で将来的に甚大な負担とならない様早急な対応、異分野連携や専門的人材育成などへの早くからの対応
千葉市の役割	①法定制度の適正運営と積極的情報提供 ②障害者団体の要望や個別の現場を含む多くの意見を聞く ③前記②の課題への市独自の対応と国への提案 ④市が関係者同士の核となり連携の仕組み構築と更に新たな核になる人の育成 ⑤市の障害福祉方向性をできる限り多くの関係団体と共有する。
個別の課題	①障害早期発見から相談機関への連携 ②相談機関とネットワーク構築 ③障害福祉サービス等の充実 ④重い障害でも自立できる社会推進 ⑤就労支援の充実 ⑥人材育成 ⑦障害者への理解促進と社会参加しやすい環境構築 ⑧障害福祉施策関連事業費増大への対応

<p>上記に対する個々への対応方針</p>	<p>①障害確定前の相談場所や早期発見の仕組み創り・医療と福祉連携強化</p> <p>②相談機関の役割明確化や機関同士の連携強化、計画相談事業所機能強化</p> <p>③不足するサービスの開設促進・個別ニーズの聴き取り機会充実と重度障害者の主な介助者への支援・保育所や幼稚園等での障害児への対応充実</p> <p>④賃貸物件借用時の補償制度充実・グループホーム等開設支援・災害時の障害特性に応じた避難支援検討など</p> <p>⑤障害者就労先の開拓と職場定着支援・重度障害者が活躍できる場創りや工賃向上への仕組み創りなど</p> <p>⑥福祉分野などの人材育成・市職員研修の充実など</p> <p>⑦東京パラリンピックを契機に企業や市民への啓発・障害者の外出機会の促進やバリアフリー化推進・障害者虐待の再発防止</p> <p>⑧二次障害等による障害重度化の予防施策推進・適正給付について確認徹底・既存事業検証と見直し</p>
-----------------------	--

注) 二次障害とは発達障害者が抱える困難さに対し、周囲の理解不足から本来とは別の二次的情緒や行動の問題が出てしまうことを言います。

■ ひだまり勉強会の開催 ■

平成 28 年度は昨年度まで実施した年一回開催の成年後見セミナーに変えて複数回のミニ勉強会を計画し、ひだまり田川専務理事の講師により「成年後見制度にどう向き合い、利用するか」のテーマで開催しました。

第 1 回は本年 1 月 14 日(土)、第 2 回は 2 月 28 日(火)に実施し、何れも熱心な参加者を迎え質疑応答も有意義でした。以下に勉強会の概要を紹介します。

① 成年後見制度の仕組み

知的障害や高齢化などで判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、生活するうえでの権利が失われないように法律面や生活面で支援する仕組みです。後見人は家庭裁判所に申立てを行い、家裁の判断を受けて選任されます。後見人に資格は必要なく誰でもなれますが、親族や弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職以外に、近年は NPO 法人や社会福祉協議会等の法人の受任が増えています。

後見人の報酬は目安として 2～3 万円/月ですが、あくまでも本人の財産・収入に応じて家裁が決定します。

② 後見人の職務

『財産管理』・・・ 財産の把握と年金受取り、通帳類の保管と預貯金の出し入れ等。

『身上監護』・・・ 生活上必要な物品購入や契約、福祉・医療等の利用契約、住まいの確保などを行います。

本人の財産をできるだけ使わずに残すというのではなく、本人の生活の質の向上のために有効に活用するという視点が求められます。

③ 後見の種類

『後見』・・・判断能力が無く、常に誰かの援助を必要とする状態

『保佐』・・・判断能力が不十分で、日常の買い物程度が出来る状態

『補助』・・・ほとんど一人でできるが、少し不安がある状態



④ 後見制度の現状と問題点

*家庭裁判所の動向

親族後見人の不正防止などのため被後見人等(保佐・補助も)の預貯金が1,200万円以上の場合、専門職共同後見人又は後見監督人を受け入れるよう通達しています。さらに被後見人の預貯金1,200万円以上の場合は後見信託利用も併せて選択肢としています。

*親族後見人の場合

これまで親が後見人の場合、報酬付与の申立てをしないので、本人の金銭的負担はなかったが、専門職後見人等が付いた場合は報酬の支払いが生じます。後見支援信託を利用した場合は日常出費以外のお金は信託され、多額の支出はその都度家裁に上申書を提出し、判断を仰がなくてはなりません。

⑤ 後見制度をどう利用するか

*制度利用で生ずる問題点

後見報酬の出費、お金使用の自由度、一度後見人が選任されると止められない、交代も極めて難しい。いったん、申立てをしたら取り下げられない。

*後見制度以外には

契約行為ができる人は社会福祉協議会の『日常生活自立支援事業』を利用することができます。

*制度を利用するならば

個人の後見人等は本人より年齢が上で、長い人生の中で引継ぎの問題が生じる。スムーズな引継ぎを考えると法人後見が望ましく、さらに本人の自己決定を尊重した後見支援を行う団体をお薦めします。
PAC ガーディアンズ、千葉県成年後見支援センターなど。

～成年後見なんでも相談～

今回、ご都合が悪くひだまり勉強会に参加できなかった方、「制度のことをもっと知りたいが、今さらこんなこと聞けない」なんて思っておられる方、お気軽にひだまり事務所にお立ち寄りいただき、なんでもご相談ください。

❖ ひだまり事務所 ❖

住所 : 千葉市稲毛区長沼原町 32
電話 : 043-258-8604
受付&ご相談 : 月曜～木曜の9:30～16:00
担当 : 田川正浩、村田陽子

事前にお電話を頂けると有難いです。

